

規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十八日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

埼玉県教育委員会規則第十六号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

第一条 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則(平成三年埼玉県教育委員会規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「された職員」の下に「(以下「特定任期付職員」という。)」を、「又は」の下に「同条第三項(職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号。以下「育児休業条例」という。))第二十条(育児休業条例第二十四条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号及び次条第三号において同じ。))の規定による」を加え、同号イ中「(職員の育児休業等に関する条例(平成四年埼玉県条例第六号)第二十条(同条例第二十四条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同条第二項を削る。

第二条第一項各号列記以外の部分中「指定管理職員」を「学校職員」に改め、同項に次の一号を加え、同条第二項を削る。

三 特定任期付職員 次に掲げる当該学校職員が受ける任期付職員条例第四条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第四条第三項の規定による給料

月額 六千円

ロ 五号給 五千円

ハ 二号給から四号給まで 四千円

ニ 一号給 三千円

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

第三条 条例第十一条の三第三項の教育委員会規則で定める勤務は、同条第一項の勤務に従事した時間が六時間を超える場合の勤務とする。

2 次に掲げる場合には、条例第十一条の三第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、学校職員がした同項の勤務は、同条

第一項の勤務とみなす。

一 一条例第十一条の三第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合

二 一条例第十一条の三第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項の勤務をした場合

附則第二項中「第一条第一項及び第二条第一項」を「第一条及び第二条」に、「第一条第一項第一号」を「第一条第一号」に、「第二条第一項第一号」を「第二条第一号」に改める。

(学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(令和五年埼玉県教育委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第九条第三項」を「附則第九条第二項」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。